

＼ 4月28日以降に生まれた新生児へ **10万円**／

曾於市新生児特別定額給付金

のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響のもと、令和2年4月28日以降に生まれた新生児のいる家庭を対象に、経済的支援をするため、市独自で「曾於市新生児特別定額給付金」を給付します。

給付対象児

令和2年4月28日（火）から令和3年4月1日（木）までの間に生まれ、本市の住民基本台帳に記録された新生児

給付対象者

令和2年4月27日（月）から令和3年4月30日（金）までにおいて、引き続き本市の住民基本台帳に記録されている母親。ただし、令和2年4月28日から出生した日までの間に本市の住民基本台帳に記録されている給付対象児の母親も給付対象とする。

給付額

給付対象児1人につき10万円

※給付金は対象児1人につき1回限り

申請方法

- ①対象者に、随時申請書を送付します。
- ②申請書に必要事項を記入し、本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカードの写し等本人確認ができるもの)及び受取口座確認書類(通帳またはキャッシュカードの写し)を添付してください。
- ③同封されている返信用封筒にてご返送ください。

給付金の返還

偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときや、市長が適当で認めたときには、給付額全て又は一部を返還していただく場合があります。

申請期限

令和3年4月30日（金）※消印有効
※期限を過ぎて申請された場合は支給されません。



【お問い合わせ】

曾於市役所 本庁 企画課 ☎0986-76-8802（平日9：00～17：00）